（整理番号 2612）

長野地方最低賃金審議会

令和８年度　第２回長野県最低賃金専門部会　議事録

令和８年 11 月２日公開

開催日時 場　　所	令和８年７月 31 日　10 時 28 分～12 時 50 分 長野労働局　１階会議室		
出席状況	公 益 代 表 委 員	出席　３人	定数　３人
	労 働 者 代 表 委 員	出席　２人	定数　３人
	使 用 者 代 表 委 員	出席　３人	定数　３人
主要議題	１．令和８年度中央最低賃金審議会会長ビデオメッセージについて ２．長野県最低賃金の改正審議について ３．その他		

議事録

○藤川賃金室長

定刻より２分ほど早いですけれども、ただいまより、長野地方最低賃金審議会令和８年度第２回長野県最低賃金専門部会を開催いたします。まず、定足数の確認です。本日の出席者は、委員９名中１名欠席で８名の委員にご出席いただいています。最低賃金審議会令第５条第２項に基づき、本部会は有効に成立することを報告します。また、本日、２名の方が傍聴に来られており、併せて報告します。

事務局の方から配付資料の説明をさせていただきます。資料番号５から 10 をご覧いただきたいと思います。まず、資料番号５をご覧いただきたいと思います。令和８年度の長野県賃金実態調査結果報告書です。こちらは、例年配付させていただいているものとなります。少し、説明させていただこうと思います。ページ番号を振っていませんが、２枚目をご覧いただきたいと思います。長野県賃金実態調査結果の概要となります。項目１の調査の概要です。（１）の調査対象産業の規模は例年通り変更はありません。（２）には集計された事業所の数字が記載されていますが、今年は、1011 件となります。去年が 1002 件か 1003 件だったと思いますので、10 件弱の集計の母数は増えているということです。

復元倍率に基づいた 342,769 人という数値は昨年とほぼ同様となります。（３）も昨年と全く一緒です。項目２の調査結果の概要も昨年と全く一緒です。裏面の令和８年の調査対象産業表についても例年と変更点はありません。３枚目から今回の調査の結果が記されていますが、ここでは、主に、未満率と影響率を確認したいと思います。 ７枚目の資料をご覧ください。一番下に未満率、影響率の定義が記されています。

未満率とは、現在設置されている最低賃金を下回っている労働者の割合のことと定義とされ

ています。続いて、影響率とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金を下回る労働者の割合のことと定義されています。

今回の調査結果でこの二つの数値を確認していこうと思います。まず、４枚目の資料をご覧ください。総括表（１）と記載された資料があります。これは、全国統一的に使用されている資料であり、この未満率を確認していこうと思います。総括表（１）の左に、時間当り所定内賃金額という列があり、1050 円から 1075 円まで金額ごとの階層が記載されています。今現在の長野県最低賃金額が 1061 円であり、この表の真ん中の少し上ぐらいに 1061-1061 という階層があります。1061-1061 の列の右側の方に合計という列があり、25,615（7.5）という数値が記載されています。7.5 は、 1,061 円以下の方の割合の数値となります。ただし、未満率は、最低賃金を下回る方の割合となるので、一つ前の階層、 1060-1060 をご覧いただき、復元後の数字となりますが、6,969 人（2.0）と記載されています。これが 1060 円以下の方の割合となるので、今現在の未満率は 2.0 ということになります。

次に、影響率の方を見ていきたいと思います。 5 枚目の表をご覧ください。今回目安が示され、プラス 56 円ということであり、現在は 1061 円ですので、仮に目安どおりとなった場合は 1117 円ということになります。5 枚目の真ん中ぐらいに一番左側の列の 1117 -1117 という行をご覧ください。1117-1117 の行、左から 2 列目に 81,932（23.9）という数値がありますけれどもこれは、ちょうど 1117 円も含まれますので、仮に最低賃金が 1117 円になった場合は、一つ前の階層の 1116-1116 の復元人数が 81,737 人、括弧書きのほうが 23.8 ということであり、仮に 1117 円に改定があった場合の影響率は 23.8%になるということでございます。

今の数値をまとめたものがこの資料全体の 3 枚目の「長野県最低賃金　未満率・影響率一覧」となります。表面と裏面がありますが、先程、総括表（１）により２つの参考例をお話させていただきましたが、未満率、影響率の数値を抜き出し、事務局にてまとめたものとなります。

資料番号６をご覧ください。一枚のみの資料となりますが、長野県における最低賃金額改定の推移（引上額等）の資料となっています。こちらには。過去の影響率等がまとめられた資料となっています。1 点気を付けるべき点があり、未満率が上がっているという点です。例えば、令和７年度は 1.1 ということでしたが、先ほど説明しましたとおり、今年度の調査では未満率が 2.0 となっており、この数値を引き下げるべく、今後も様々な施策を行っていくということでご理解いただければと思います。

表２からは特定最低賃金が記載されています。

資料番号７をご覧ください。令和８年賃金改定状況調査結果を示しております。

こちらは、第 1 回専門部会において、委員の方からのご要望により、縮小なしで印刷したものとなります。次第に記載されている資料番号と番号が異なっているため、次第を訂正させていただきます。

資料番号８をご覧ください。こちらも例年お示ししている資料となります。長野県の職業別求人票の平均賃金であり、令和８年５月分、新職業分類ということです。当局の職業安定部から提供された資料となります。一番左の列に、職業ごとに分類された項目が並んでおり、左から２つ目の列に賃金上限（時給）という列があり、一番右側の列に賃金下限（時給）が記されています。

資料番号９をご覧ください。中東情勢を踏まえた県内事業者の影響に関するアンケート速報概要が記された資料となります。前回の第１回専門部会において、委員の方から要望があったものであり、長野県がまとめた資料となります。

最後に資料番号 10 をご覧ください。こちらは、令和８年度の地域別最低賃金改定の目安が示された中央最低賃金審議会の答申（令和 8 年 7 月 28 日）を踏まえた地方最低賃金審議会委員への会長メッセージということで、この後、動画を一緒にご視聴いただきますが、紙ベースの資料となります。事務局からの資料の説明はここまでとなります。

これからの審議につきまして、山本部会長によろしくお願いいたします。

○山本部会長

ありがとうございます。本日から第２回の最低賃金の専門部会が始まります。今日、来週で結論を出していくということの進行になると思いますので、皆さんの活発な意見交換、いろいろとご協議をいただきたいと思っています。先ほど、室長の方から資料の説明等がありましたが、今の時点で、この資料に関して何かご質問等ありますでしょうか。

（質問がないことを確認）

続きまして議事録確認委員の指名に入ります。労働者代表委員からは齋藤委員に、使用者代表委員からは鈴木委員にそれぞれお願いしたいと思います。それでは次第に沿って進めてまいります。議題の「令和８年度中央最低賃金審議会会長ビデオメッセージについて」ですが、事務局の方でご準備をお願いします。

○藤川室長

ただいまから、こちら正面の画面を用いまして、皆様に会長メッセージをご覧いただきたいと思います。準備をさせていただきますので、お手元に、先ほど紹介しました資料番号 10 をご準備いただき、しばらくお待ちいただければと思います。なお、動画の時間は、12 分 30 秒程度となります。

（動画再生準備）

準備段階では、きちんと作動していたんですけれども、不具合が生じておりますので、代わりに、事務方の方で資料番号 10 を朗読させていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

○小野山指導官

私の方から読み上げさせていただきます。資料番号 10 をご覧下さい。

（資料番号 10 の黒字箇所を朗読）

○山本部会長

ありがとうございます。次第に沿って、次の議題にまいりたいと思います。

議題（２）の長野県最低賃金の改正審議についてに入ります。本日より長野県最低賃金の具体的な審議に入りますが、例年ですと、まず１回目、最初に、労使双方から基本的な考え方をご発表していただきまして、次に、基本的な考え方に対する質疑を双方で行っていただきまして、第３に、仮に金額のご提示が今日可能ということであれば、金額のご提示をしていただき、その後、ご提示いただいた金額について協議していくという流れになると思います。基本的な考え方の発表、１つ目と２つ目の労使の質疑までは、公開で進めるということを予定をしてお

りまして、その後の金額の提示、双方からの金額の提示につきましては、その際に、改めて、公開非公開についてをお諮りすることとしたいと思っています。

まずは、例年にならって、一つ目の改正審議に向けた基本的な考え方につきまして、双方からご提示いただくということで、まず労働者代表委員からご主張を発表していただきますようお願いをしたいと思います。

○齋藤委員

前回も申し上げたように、我々としては中長的な目標を掲げて、引き上げをしていくという目先の金額ではなくて、ある程度の目標を持って、そこを捉えていきたいと考えております。基本的にそれを軸に、当方が考えている金額、目標金額をお示ししていきたいというふうに思っております。

○山本部会長

はい。ありがとうございます。補足等ありますかよろしい。

（補足等がないことを確認）

はい、ありがとうございます。

それでは続きまして、使用者代表委員から同じ基本的な考え方についてのご発表をお願いしたいと思います。

○鈴木委員

企業の生産性が向上して、それによって得られた利益、原資の賃金、還元を行っていくというのが本当に必要なことだな。そういう中にあって、足腰の強い経営を進めていく、生産性も上げていくことも必要なことです。それに対して、業績にかかわりなく法的強制力とか罰則付きで適用される地域による最低賃金の引上げというのは、企業の経営判断や労使交渉による春闘賃上げとは全く別に論じるべきものだと考えています。

労働分配率の高い中小企業にとっては、わずかな引き上げであっても負担は増大することを十分に考える必要があると思います。やはり基本的には中小企業の支払い能力に応じたもの、当然、物価の影響とか賃金の状況というものを参考にしながら考えていくということです。

○犛山委員

考え方は鈴木委員と同じです。いろいろと数字をこれから考えていく中で、何らの根拠なく、なんとなくこんな感じでいいんじゃないかなというよりも、私たちはこういう根拠、こんな数字をもとにして、こういうことを考えたというような形でやりたいのと、昨年の状況を見てみると、他県の状況に引っ張られるとか、順位に引っ張れられるという状況があるんだけど、本末転倒じゃないかと思います。あくまでも長野県の状況を見た中で、いろんな判断を考えていければと思っております。どうしても小規模、一番大変な企業さんの方にどうしても目を向けざるを得ませんので、そういう状況を考えますと、昨今の状況が、中東情勢をはじめ、本当に昨日、一昨日の大地震がありこれもかなり影響が出ており、私たちも協力していかなきゃいけないかなと思うんですけど、そういう影響も考えながら、総合的に考えていきたいと思っています。以上です。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。ただいま、労使双方から今年度の改正審議に向けた基本的な

考え方が示されました。

これについて、お互いということになりますけれどもご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○中村委員

質問となりますが、中長期的な目標ということでおっしゃっていると思うんですけれどもその目標というのはどこが認知したものですか。

○竹村委員

連合では、2035 年までの中長期的な幅を持たせた目標があります。ＥＵ指令、ヨーロッパの考え方に倣い、一般の労働者の平均年収のだいたい 50%がその金額に当たることを考えており、その金額に沿って賃金を上げていこうということが、今の連合の考え方です。連合の考え方ではあるのですが、ヨーロッパに倣っているということです。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。

○中村委員

連合さんの内部のってことで理解していいですか。

○竹村委員

内部の考え方ですけれども、一般的に国内でも認知されている考え方でもあるとは思うので、そういうものに沿っていく流れというものが出ているということです。EU 指令のところは、事務局が準備した中賃の資料にも載ってますので、そのような目標でやっていきたいと思います。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。他はよろしいですかね。労側委員からのご質問は特にないですかね。

○竹村委員

今年の目安額は昨年より下回ったということで、63 円から、56 円というような形になったわけなんですけども、確かにその物価の上昇率とか、賃金のところ、あと支払い能力を含めて、中賃で 56 円という金額目安を出していただいたわけですけれども、今のその賃上げの流れからすると、少し逆行しているのかなと思うところがあって、今回、昨年のこの非常に過熱した審議の中から、少しトーンを落とすような形で、目安金額が決まったということで、連合本部が考えていたものは、だいたい 70 円台というものを考えていて、これが 56 円になったということで、そのあたりの含みを持たせて、各都道府県でしっかりと審議をしてくださいという意味として私は捉えているんですけども、その中で、全国での最低が 1023 円で、東京が 1220 円ぐらいで、その差が 203 円あるということなんですけども、長野県は、今、東京との差が 165 円であり、全国の最低額からは、38 円しか差がないということなんですけども、今後、長野県の状況をどういうふうにもっていくかというかたちをしっかりとこの時期に考えておかないと、多分、４年ぐらい経つと、一番下のＣランクと同じぐらいになってしまうという状況が生まれてくるんですけども、あとその 2、3 年経って、それを慌てて回復、解消しようと思っても、なかなか難しいのではないかということは思っています。ですので、今年はそういったところもしっかりと議論しながらやっていくべきではないかということで、この金額の数字ありきでは

なくて、そこら辺の考え方を、この三者で考え直していくということが非常に大事だと思いますので、金額以前の問題で流れをどうしていくかといったところも、合わせて考えていく必要があると思いますので、労側もきちんと考え方を合わせていきたいと思ってますので、よろしくお願いしたいと思います。

○山本部会長

ありがとうございました。いまの点に関して、使側委員からよろしいですか。

○中村委員

賃上げの流れに逆行しているということでしたが、別に逆行しているわけじゃなくて、経営側だって賃金は上げていく必要があると言っています。それは上昇率の問題であり、要するに高い低いの問題であって、循環をさせるということで流れは大事だと思います。63円から今年は目安が56円だからといって逆行しているというふうには言い難いんじゃないかなというのが一点と、目安がその56円で出たということだと思いますけど、Aランクが55円でっていう中での話ですけど長野県の経営状況を見ると、経済状況を見れば、全国レベルよりもかなり低いんですよその中で、こういう目安が出るという自体がおかしいんじゃないかと僕は思っていますので、目安自体にも反対ですし、そこはおかしいと根本問題でそこがあるというふうに考えます。もう一点ですけれども、賃金がCランクに落ちるのではないかということですが、それは、額の問題であって、それは経営状況とか、そういう企業力とか地域力の問題であって、そこをどう解消するかというのは、賃金を上げるかどうかという問題ではなくて、経済生産性を上げるとか、産業構造でしっかり考えるとか、そういうことから始まらないと解消されないということになっていますので、そこの額は云々の問題ではないというふうに言っておきたいと思います。

○竹村委員

今の話はもっともだと思いますけども、賃金の流れに逆行しているといった理由は、今年の連合の春闘の回答集計では、賃上げ幅は、過去最高になっています。そういう中で今年は少し抑えられた目安といった印象を持っており、３要素の中で決まったということだと思うんですけども賃金の流れからすると、賃金の上げ幅は上がっているのに、最賃だけは抑えられているというような感覚を確かに持っています。あと金額じゃなくて、企業の状況といったところもあるのですけども、私がさっき話したのは、企業の状況もそうなんですけども、長野県として、どういったもの例えば産業の企業収益といったものとか、企業レベルが低いというような形になれば、当然、最低賃金を抑えられた形でずっといるという形になるのですが、それをずっと続けていくという流れでいいのか、それともその産業をもう少し活性化させようと人材のところも、こう長野県に入ってきてもらうような、そういう政策の一つとして、やっぱり賃金のところ、最低賃金のところも上げていく必要があるんではないかという問いかけなので、一方的にもう長野県のレベルに合わせて、引き上げはもうこの辺にしていくことを目安より下回って、でもそういう企業の状況を見てやっていこうということであれば、それがこの審議会の考え方になっていきますんでそこら辺も考え方を揃えていくというものが私の提案ということになります。

○山本部会長

ありがとうございました。その点に関して特によろしいですか。

○犀山 委員

賃上げをしようというのは双方の方向性は一致していて、その額がどれくらいで、それをどこに根拠を持っていくのかという話ということですけれども、連合さんのように、労側さんのように例えば 70 円、もうすでに５年間で 212 円アップしてるんで、小規模企業は５年間で 212 円上げるっていうのは、ものすごい苦労して、なんとかやってきたんだと思うんですけども、去年よりは少ないけども、56 円という目安が出たということは、この 6 年で 268 円上げることとなり、簡単に聞こえるけれども、小規模の企業さんにとってはとんでもない額だと私は思っています。実際、私も会社に戻れば賃金計算して、昇給計算して、小さな利益を出してない会社なんですけれども、非常に苦しくて、それを考えると、同じような小さい会社の方々がどういうふうにやろうかっていうのが本当にご苦労されてると思う中で、もし昨年の引き上げ額よりもさらに上回った額が出たとすると、これは本当に死活問題で、もしかしたら倒産とまではいかないかもしれないけれども、従業員さんを調整したりとか、または売上の中身、商品にどうしようとか、かなり強いられたことになってしまうかもしれないし、中にはもう後継者がいなければ、そろそろ廃業を考えるという、そういう方向に考えざるを得ないというような感じに、これくらいの状況でも右肩上がりすぎる気がします。それが私の考えです。今回 56 円という数字でかなり高い数字なので、去年よりは低いけど、それでも十分非常に大きな数字。これをどういうふうに考えるかっていうのは、そこも根拠を見ながら考えていかないと、ちょっと上げ幅、上がるだけっていうふうに考えると、見誤るかなと思っています。いつも言ってるように、長野県は製造業が多く、大手さんは割となんとかうまくやってるんだけども、その県の経済の構造として宿泊業とか飲食業が非常に多い中で、特に宿泊観光関連は厳しいということで、いろんな数字が出てるけども、例えば客室の稼働率が最低とか、宿泊の旅館関係は、非常に小規模なところが多いもので、そういうところがこれだけインバウンドが増えてきている中、結局インバウンドを断らざるを得ないから客を取れないし、利益も上がらないしという構造的なものもあるので、やはり県内ではどういうふうに考えるかっていうのをやっていくべきかと思っています。以上です。

○中村委員

犀山委員の補足をしますと、倒産が増えるんじゃないかっていうようなことですけれど、実際その倒産の状況、資料にもありましたけれど、増加傾向、これは数字でも出ていると思いますけれども、私ども全国連の全国商工会連合会の方の全国の小規模事業者に対する調査でいくと、大幅な賃上げとなってくると、まずは事業規模の縮小、それから休廃業の検討、資本金が 1000 万円未満だと４割以上なのです。やっぱりそこが大幅な賃上げになると、やっぱりそこら辺まで検討していくということになると、だんだん事業をたたんでいくというふうになりますから、中山間地なんかに目を向けると、企業が完全になくなっていっちゃうんですよね。大幅な賃上げは、かなり負担だということは承知をしておいていただければと思います。

もう一点、竹村委員さんがおっしゃるように、春闘の結果は分かっています。それは大企業さんが労使交渉の中でしっかり決めてもらえばいいんであって、そしたら最初に鈴木委員さんが言ったように、その理論を中小に持ってきてはいけないというふうにおっしゃったわけであ

って、そういうことは異なるということはしっかりとさせておきたいと思います。
○山本部会長
ありがとうございます。ちょっと私から言っていいですか今、全国連の調査の関係で大幅な賃上げとなると、大幅な額の範囲の想定とかっていうのは何かあるんですか。
○中村委員
それは一昨年から昨年の率のことを言っています。
プラス 63 円というそのときのお話をしています。それが続けばということです。
○山本部会長
はい、ありがとうございます。
○竹村委員
倒産の傾向のところで、事業規模の縮小と、あと何が 4 割と言いましたか。
○中村委員
休廃業。休業廃業。
○竹村委員
倒産の増加の理由っていうのは何が一番ですか。
○中村委員
後継者がいないってこともありますけれども、いわゆるその利益が上がらないっていうことです。利益が確保できないっていう。
○竹村委員
私どもの認識でいくと、後継者がいない、あとは人材不足、人手不足で 100%稼働ができないっていう認識の方が強いんですけど、そういう結果ではないってことですか。
○中村委員
それもあります。それは別に賃上げ云々から経済状況と関係なく、後継者の問題。
○竹村委員
人手不足っていったところで、例えば 100%というよりは。
○中村委員
後継者ということです。後継者っていうか、その親族を含めて。
○竹村委員
例えば、今まで 100%提供できていた料理がなかなか提供できなくなったっていうような考え方で、事業縮小っていうような印象を持っているんですけど、それはそういうことでよろしいですか。
○中村委員
どういう意味ですか。
○竹村委員
要するに、事業がこう縮小していくっていうのは人手がいないんで縮小していくっていうイメージがあるんですけど。
○中村委員
払えないってことです。

○竹村委員

それどっちが。

○中村委員

従業員さんにお金が払えないので、会社を畳まざるを得ないということです。

○竹村委員

私たちの認識でいくと、払えないんじゃなくて、人手がないので縮小してるっていうイメージの方が強いんですけど、次回でもいいので、結果を見せて頂きたい。

○犛山委員

ちょっとずれる話ですが、帝国データバンクとかの資料を見ていると傾向が大体わかるのだけれども、競争激化による売り上げ減少、そしてそこに原材料の高騰が追い打ちをかけて倒産になるということが、私、これが一番多いと思う。

○竹村委員

わかりました。私たちの認識と違うところがあります。その辺は、こちらでも調べていきたいと思いますので、大丈夫です。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。

○中村委員

補足です。倒産の原因のデータですけどね。主因でいくと、販売不振が大半、業界不振も含めて不況型倒産が大半となっています。

○山本部会長

ありがとうございました。

○竹村委員

大丈夫です。

○山本部会長

他はよろしいですかね。特に、これ以上、今の時点で意見交換がないということであれば、ここからですかね、先に具体的な金額の提示ということになるんですけども、先ほどご説明したとおり、ちょっとお諮りをしたいと思います。金額提示の場面の公開、非公開については、えっと、ご意見、ちょっとそれぞれお伺いしたいんですけども、労側委員の方はいかがでしょうか。

○竹村委員

こちらは公開でも全然かまいません。

○山本部会長

ありがとうございます。使側委員の方はいかがでしょうか。

（意向確認）

よろしいですかね。はい、わかりました。じゃあ、労側使側からもあの公開で構わないというふうなご意見いただきましたので、それでは、金額の提示と、それに関するあの意見交換のところまでを公開といたします。金額については、先日、中央最低賃金審議会の方から目安額が示されているところですので、その目安額も参酌いただきながら、ご提示いただきたいとい

うふうに思っています。まずは労働者代表委員から、あの金額とその理由について、ご発表をお願いしたいと思います。

○齋藤委員

まず、金額ということでいきますと、時間額1,249円でお願いしたいと思っております。

その理由については、先ほども言ったように、中長期で物事を考えていきたいというふうに思っております。ですので、令和７年度賃金構造基本統計調査を参考にして、平均値 50%を算出して、この金額を中長期目標に掲げやっていきたい。この目標に対して一足飛びに行くのではなくて、３年かけていくということになると、ここに追いつくには、今188円必要になります。1,249円という数字に対して、これに３年で達成することになると、一年目に63円上げていくというような形でお願いをしたいというふうに思っております。

○山本部会長

ありがとうございます。63円の引き上げによって1,124円のご提示ということでいいですか。

○竹村委員

基本的には1,249円を提示したい。そこが目標です。

○山本部会長

その目標が３年間ではなくって、とりあえず今年もその金額をすぐに出したいって意味でいいんですか。

○竹村委員

そうです。1,249円が目標なんで。

○山本部会長

そうすると差額188円になるかと思うんですが、今の１回目のご提示としては188円。

○竹村委員

そうです。

○山本部会長

1,249 円をご提示いただきましたが、先程の３年かけてというのは、それが難しい場合はっていう副案っていう理解でいいですか。わかりました。とりあえずは、一旦188円のご提示に理解でいいですかね。

○竹村委員

はい

○山本部会長

わかりました。はい、ありがとうございます。今、労働委員からお話ありましたけれども、令和７年の賃金構造基本統計調査をベースにして、平均値の50%、EU指令の考え方を基に計算した1,249円を獲得するために、 188円の引き上げをご提示されるということですね。

○齋藤委員、竹村委員

はい。

○山本部会長

はい。ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員の方から金額とその理由についてのご発表をお願いしたいと思います。

○鈴木委員

基本的に支払い能力ということを考えた場合、長野県の景気の動向、小規模企業さんを中心にした動向、先日の実地視察結果の感触から、1,061 円から 37 円プラスの 1,098 円で率とすれば 3.52%で提案としたいと思います。それにつきまして、日本商工会さんの中小企業の賃金改定に関する調査の中でもその金額が出ていましたので、提案となります。

○山本部会長

ありがとうございます。

○鈴木委員

他にありますか（使側委員に確認を求めた）。

（特になしを確認）

○山本部会長

そうしますと、日本商工会議所さんの賃金調査の改定の動向というところから、3.52%という数字が出ていたという理解ですか。

○鈴木委員

はい。

○山本部会長

3.52%という数字を長野県にあてはめて計算すると 37 円となり、37 円引き上げの 1098 円のご提示ということですね。

（特になしを確認）

はい、ありがとうございます。ただいま労使双方から金額のご提示がありましたので、ご意見ご質問がありましたら、それぞれ意見交換をお願いします。

○犀山委員

よろしいですか。先程、労側が提示した目標額までの上げ幅を３で割り、63 円となることは、わかりましたが、63 円という数字が長野県内の数字のどこから出てくるのか、春闘の妥結状況の説明がありましたが、県内のいろいろな指標のどこに根拠を置くのかわからないので、長野県として 63 円がなぜいいかどうかわからないのだけど、ご説明お願いします。

○竹村委員

３年で目標に到達するというのは、こちらの考えですので根拠はないです。ただ、2030 年には、EU 指令の考え方に当てはめ、その金額に到達したいという思いはあります。それだけです。

○中村委員

ちょっと質問してもいいですか。

○山本部会長

はい。お願いします。

○中村委員

最初に仰った 1,249 円が出てくる統計調査とはどういうものかの説明をお願いします。事務局から提示された資料のどこかに記載されていますか。

○竹村委員

統計調査は、国が出しているものです。そこに掲載されている一般の労働者の収入を労働時

間で除したものです。ＥＵ指令では、年俸で計算しているため、月例賃金だけじゃなく一時金を含めた一般労働者の年収ベースの平均を時間で除したものです。

○中村委員

賞与も全部入ってるということですか。

○竹村委員

入ってます。パートタイマー・アルバイトの皆さんは、賞与はないのですが、一般労働者のものに当てはめないと、賞与があるなしじゃなくて年収っていう考え方で、EU 指令の方も考えだと思っています。

○中村委員

一般労働者とは、どの範囲を言うのですか。

○竹村委員

一般労働者は 10 人以上の企業のところで働いている労働者の方たちで、管理職手当は抜いたものです。

○中村委員

統計の数字がよくわからないのですけど、犀山委員がおっしゃったように、根拠がよくわかりません。

○竹村委員

経済センサスに記載されています。

○中村委員

事務局から提供してもらったほうがいいですよ。

○竹村委員

そうですね。

○中村委員

それと、長野県にどう当てはめるかという、そのあたりの理解も進まないんですけども。

○山本部会長

私から確認していいですか。年収を時間数で割ったっておっしゃいましたが、時間数は、1 か月あたり 22 日働き、1 日当たり８時間、それを 12 ヶ月で計算したものと理解して良いですか。

○竹村委員

１ヶ月 164 時間で計算しています。長野県内の労働者の平均なので、日商のものは全国ってことですよね。日商の賃金調査は。

○齋藤委員

長野県、県別に出ている数字が多分あると思います。

○竹村委員

先程言ったものは、長野県内のものなんですけれども。

○鈴木委員

日商のデータは全国です。

○竹村委員

全国のものですよね。これは県内のものはないってことですか。

○中村委員

日商のものですか。

○竹村委員

ないですよね。

○山本部会長

竹村委員が説明した資料の提供を事務局でご準備いただけるってこと大丈夫ですか。

○小野山指導官

端末の通信障害が発生しているので。

○山本部会長

時間がかかるかもしれないということですね。わかりました。

○藤川室長

竹村委員の手持ちの資料はメモが記載されていますので、まっさらなものをご提供させていただきます。

○山本部会長

ありがとうございます。時間かかりますよね。それでは、その間別の話を。

○藤川室長

もう少しお時間がかかると思います。

○山本部会長

今、資料の確認が少し時間かかるかと思います。その他の件でご質問ご意見とかあるようであればその交換お願いしたいと思うんですが。特に他の点はよろしいですかね。おそらく資料来てからその点も含めて確認されたいってことですかね。

（事務局で資料準備）

○昆委員

使用者側の方に先ほどご説明いただいた中の理由で、実地視察の話も鑑みてというところでしたけれども、具体的にどのようなお話になり、状況を参考にされたのか聞かせてください。

○鈴木委員

実地視察先の製造現場では、ほとんどパートさんが占めており、パートさんで賄われているということでした。そこで、パートさんに大体どのくらいの賃金がいいかと聞いたところ、1,100円ぐらいという回答がありました。やっぱりその基準かな。

○昆委員

ありがとうございます。

○竹村委員

もう一つ質問して良いですか。

○山本部会長

はい。お願いします。

○竹村委員

毎年、使側では、第4表の数字を採用されている思いますが、今年はそれを使わずに、日商の数字を使い、日商の方が少し高いので、ありがたいですけど。

○鈴木委員、中村委員

日商の方が低いです。

○竹村委員

本日の資料の 6 ページの第 4 表では、Ｂランク 3.4 となっています。

○犛山委員

４表の何番。４表の③のあたりになりますが。

○竹村委員

４表の③ですか。3.7 ですか。

（労側金額提示根拠資料到着）

○山本部会長

この資料を確認させていただくと、先ほどの数字はどこから出た数字となりますか。男女計のところでいいんですか。

○竹村委員

そうです。一番上の男女計の時間が 164 時間、月の決まって支給する現金給与額が 334,800 円で年間賞与その他特別給与額が 899,300 円ということなので、足して。

○齋藤委員

334,800 円を 12 ヶ月分にしますと 4,017,600 円になります。年間賞与が 899,300 円ですので、これを合計すると 4,916,900 円になると思います。1 か月 164 時間ですので、1 年間で 1,968 時間となり、金額の総合計を時間で割ると、2498.4247・・・・となります。その 50%なので、これを２で割ると 1,249 円。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。企業規模のところ、10 人以上のところを採用されているのですね。はい、ありがとうございます。

○中村委員

すみません。もう 1 回お願いします。決まって支給する現金給与額を 12 倍して、そこに賞与を足して、それを 164 時間で割り、一時間あたりにするんですね。

○竹村委員

164 時間かける 12 か月です。

○齋藤委員

そう、12 か月です。 1 年間で 1,968 時間になります。

○中村委員

164 時間の 12 倍の 1,968 時間で割るってことですか。

○竹村委員

そうです。

○齋藤委員

はい。

○竹村委員

そうすると年間 1,968 時間、年収をこの時間で割って時間給を出すと、一般の方たちが 2498

円で、その半分が今の 1,249 円。

○中村委員

計算方法はそのように計算されたということですね。

○竹村委員

そうです。これが EU 指令の平均値の 50%ってことです。中央値は算出できないので、平均値となっています。

○広瀬委員

所得の分布は、平均値の方が中央値より大きく出るので、2,249 円は、ちょっと大きいかもしれないですよね。

○齋藤委員

例えば EU の指令の場合だと、中央値は 60%。平均値の 50%という 2 つの指標が出ているのです。

○竹村委員

金額が大きくなると、平均値が 50%ということだと思います。

○山本部会長

この企業規模計 10 人以上っていうのは、アルバイトとかパートも含まれているということですか。

○竹村委員

一般労働者の定義っていうのは、ないと思います。

○山本部会長

一般労働者のことですが、きっと、どこかに一般労働者の定義があるのですね。

○竹村委員

あると思います。

○山本部会長

わかりました。

○犛山委員

2498 円を 2 で割るというのは、どこかに示されているのですか。

○竹村委員

EU 指令の中で、一般労働者の中央値の場合は 60%、平均値の場合は 50%、広瀬委員が仰ったとおり、平均値の方が高くなります。

（小野山指導官：竹村委員に賃金構造基本統計調査の一般労働者の定義を説明）

○竹村委員

賃金構造基本統計調査上の一般労働者の定義を示す資料を事務局で配付してください。

○藤川室長

パートとかアルバイトという言葉を使っていません。

○中村委員

要するに正社員ということですね。

○藤川室長

そうですね。期間の長く雇用されてる方っていうことをお考えいただくといいかもしれないですね。

○中村委員

フルタイムで正社員で長く雇用されている人ですよね。

○藤川室長

これから定義のコピーをお持ちしますのでお待ちください。

○山本部会長

一般労働者ですけど、他にもあるんですか、種類は。

○藤川室長

短時間があります。定義をお持ちします。

○山本部会長

パート、アルバイトとか別にあるのですか。

○藤川室長

パート、アルバイトという言葉は使ってないですね。一般と短時間に分けています。定義のところを準備していますのでお待ちください。

○山本部会長

一般と短時間で表が分かれている。

○藤川室長

パート、アルバイトという言葉を使ってない調査になります。定義を今準備しています。

○山本部会長

一般労働者は短時間労働者以外のものだと、短時間労働者はパートタイムが含まれてるんですね。短時間は、パートタイムですよね。

○藤川室長

例えばフルタイムのパート、アルバイトさんは、一般労働者に含まれてきます。例えば、週５日勤務されている場合ですとか。

○山本部会長

短時間の方には、アルバイト、パートが含まれるということですよね。

○藤川室長

そうですね。ただ、フルタイムのアルバイトとフルタイムのパートの方は、一般の方に入ります。

○山本部会長

一般労働者は、所定労働時間で働くような人たちっていうイメージですね。短時間の方は、例えば、短時間以外のアルバイトは含まれない。

○藤川室長

期間が短い方とかですね。今、定義をお示ししますので。労働者側からの新しいご主張であり、間違ってしまってはいけないので。

○山本部会長

分かりました。

○広瀬委員

この前の実地視察で６時間に留めているとか、週３日とか４日という人は短時間に入るってことですよね。

○藤川室長

勤務日数とかでも変わってきますので、例えば、５日間とか６日間とか働いておられる方が出てきたら、一般の方に入る方も出てくるかもしれないですね。一般的な言葉として使われているアルバイト、パートでも、日数も時間も少ない方と日数も時間も多い方とに分かれてくると思いますので。統計調査上は、フルタイムのパートとかアルバイトの方は、調査では、一般の方に分類されるので。

○昆委員

これからご説明いただくのかもですが、第４表の見出しの一般労働者とパートタイム労働者となっていますが、言葉の使い方は同じと解釈してもいいでしょうか。何か違うんでしょうか。

○藤川室長

今日の資料７ですね。

（資料７を確認）

今の昆委員からのご質問ですけども、確認後に回答させていただきたいと思います。

（統計調査上の一般労働者、短時間定義資料の配付）

○藤川室長

今、配付させていただいたものが、竹村委員からご説明いただいたものの補足ということで、事務局から提出させていただきました。（５）の就業形態に一般と短時間を区別しており、今回、労働者側からの資料はこちらに書かれている一般労働者に係るものということで、提出いただいたということです。

○山本部会長

ありがとうございました。ただいま追加資料が配付されましたけども、使用者側からプラスアルファで質問したいことはありますか。

（ないことを確認）

はい、ありがとうございます。他にご質問はよろしいですか。時間は 12 時前ですが、今日の時点で個別協議をご希望されますか。

○竹村委員

個別協議をお願いします。

○山本部会長

わかりました。時間、部屋は大丈夫ですか。

○藤川室長

場所も時間も大丈夫です。あと委員の方のご都合となります。

○山本部会長

委員の皆さん、お時間大丈夫ですか。

（出席委員に確認）

はい、わかりました。

これから個別協議に入りますが、個別協議は、非公開になりますので、すみませんが、傍聴の方、使用者側の方は一旦ご退席をお願いしたいと思います。

（個別協議）

○山本部会長

お待たせいたしました。公開の三者での全体協議に戻したいと思います。先ほどまでの議論状況を整理しますと、本日、金額に関して、労働者側からは 188 円引き上げの時間額 1249 円のご提示がなされ、使用者側からは、37 円引き上げの時間額 1,098 円のご提示がありました。本日段階で労使双方の金額に隔たりがありますので、今後の進行については、本日双方の金額の主張の考え方のベースとして金額ということを知ることになりましたので､それぞれの金額、お考えをお持ち帰りいただき、ご検討いただきまして、次回、またこの場でご検討をお願いしたいと思います。次回は、個別協議を前提に進めていくことになるかと思いますので、よろしくお願いいたします。日程等について、事務局からご説明をお願いします。

○藤川室長

次回、第 3 回の専門部会ですが、土日を挟みまして、来週月曜日の 8 月 3 日、場所は、この建物の 2 階の会議室となります。時間は、午前 10 時 30 分からとなります。

○山本部会長

土日、明けてすぐということですが、予定をお願いいたします。皆様方にはご多忙のところ、引き続きご審議をお願いしたいと思いますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。最後の議題ですが、議題 3 その他について何かありますか。

○藤川室長

まず、資料の関係とビデオメッセージの放映の関係では、不手際がありまして、申し訳ございませんでした。もう一点、ＥＵ指令の関係のあの話が出てきましたので、会議中、中賃の資料があることをお話しましたけれども、例えば、前回、第 2 回本審でお配りした全員目安協議会（第 1 回）の資料に EU 指令の関係が記載されています。ただ、ＥＵ指令については、今も中央の方で協議が続いてまして、地域間競争とか発効日に関しては、先般、対応方針が示されましたが、ＥＵ指令の方は、捉え方に関し、今後も中央で協議を進めると、そういった課題となっていることを補足させていただきます。

○山本部会長

ありがとうございました。最後に、労働者代表委員から何かありますでしょうか。

（ないことを確認）

ありがとうございます。使用者代表委員から何かありますか。

○犛山委員

少し確認をお願いします。労側は、188 円の提示ということになるのですが、先程、３で割って、63 円という話もありましたが。

○山本部会長

63 円という腹づもりというか、お考えをお持ちだと思うのですが、今日の時点では 1,249 円で良いですか。

○竹村委員

はい。

○山本部会長

ありがとうございます。時間が押してしまい、申し訳ありませんでした。本日は、これで閉会といたします。ありがとうございました。

閉会